

ジョギング



フェイスブックで、けっこうな数の友人たちが「マラソンを完走した」という記事をあげていたのをみて、私もマラソン大会に出てみたくなりました。

ということで、年が明けてから週3～4日くらいの頻度でジョギングをしています。

もちろんダイエットを兼ねてです。ダイエットを主目的にするとなんか失敗する確率が高そうなので、マラソン完走を第一目標にしつつ、ついでに痩せようという魂胆です。

少しずつ距離を伸ばして、最終的には10km走れるコースを探したいのですが、現在6kmそこそこなので、まだまだ先の長い話になりそうです。

弁論の全趣旨

裁判所が判決を書く際に使用する便利な言葉です。

「審理に現れた全ての事情を考慮して」という意味で使いますが、非常に抽象的です。単独で使用されると、不利な判断を受けた側が納得できないので、通常は、「証拠○、証拠△、証拠□その他弁論の全趣旨から、裁判所の認定した事実は以下のとおりである。すなわち、…」というようなかんじになります。

判決の更正

最近、私が担当した事案で判決書に誤字がありました。

裁判官と書記官は、できあがった判決の下書きをかなり丁寧にチェックするのですが、それでも稀に誤字脱字等が残ってしまうことがあります。そういうときは、当事者の一方が裁判所に対し、判決の更正申立という手続きをすることになります。法律上は、裁判所が自発的に判決の更正をすることもできるのですが、郵便切手代とか余計な費用がかかるため、自らのミスツケを当事者に押し付けてくるようです。

今回の件については、こちら側が不利な判断を受けていますので、当方から手続きをするつもりはありません。この誤字は、きちんと訂正しておかないと強制執行できないレベルの致命的なミスなので、先方がいつ気づくか少し楽しみです。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設